

第125回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2022年6月21日(火曜日)午前10時

開催場所

ミッドランドホール(ミッドランドスクエア オフィスタワー 5階)

名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役11名選任の件

第3号議案 取締役賞与支給の件

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための
報酬決定の件

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止にむけて、皆様の安全・安心を最優先に、
本株主総会へのご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。

お土産の配布および株主総会終了後の当社役員との懇親会は本年は取りやめさせていただきます。

新東工業株式会社

証券コード：6339

(証券コード 6339)

2022年6月3日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅三丁目28番12号

新 東 工 業 株 式 会 社

代表取締役 永 井 淳
社長執行役員

第125回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第125回定時株主総会を開催いたしますので、下記のとおりご案内申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスの感染拡大防止にむけて、株主の皆様の安全・安心を最優先に、本株主総会へのご来場につきましては、慎重にご検討いただき、郵送またはインターネットにより議決権をご行使（期限：2022年6月20日(月)午後5時15分まで）くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1.日 時 2022年6月21日(火曜日)午前10時

2.場 所 名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
ミッドランドホール(ミッドランドスクエア オフィスタワー 5階)

3.会議の目的事項

- 報 告 事 項
- 1.第125期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2.第125期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 取締役賞与支給の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4.議決権の行使に関する事項

議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

また、インターネットによる議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以上

■ 議決権行使方法についてのご案内



インターネットにてご行使いただく場合

行使期限 2022年6月20日(月曜日) 午後5時15分入力分まで

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに、各議案の賛否をご入力ください。

「インターネットによる議決権行使のご案内」は次頁をご参照ください。



書面にてご行使いただく場合

行使期限 2022年6月20日(月曜日) 午後5時15分到着分まで

各議案の賛否を同封の議決権行使書用紙にご記入のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。



株主総会にご出席いただく場合

開催日時 2022年6月21日(火曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

■ インターネットによる開示について

◎①内部統制の基本方針および運用状況、②連結計算書類における注記表および③計算書類における注記表につきましては、法令および当社定款に基づき、当社ホームページ

(<https://www.sinto.co.jp/>)に掲載し、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役監査の対象には①から③までを含み、会計監査人監査の対象には②および③を含みます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ(<https://www.sinto.co.jp/>)に掲載いたしますので、ご了承願います。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

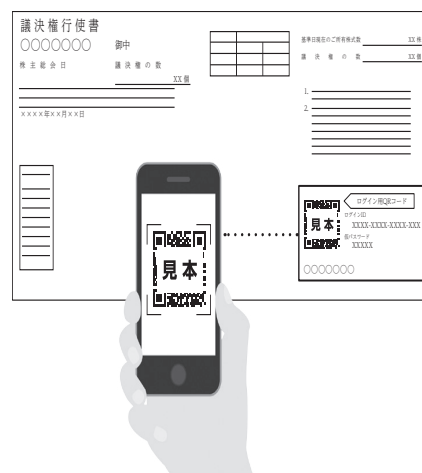
2022年6月20日（月曜日）
午後5時15分入力分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、次頁の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・
仮パスワード」を
入力
「ログイン」を
クリック

3 新しいパスワードを登録してください。

「新しいパスワード」
を入力
「送信」を
クリック

4 以降は、画面の案内に従って賛否を入力してください。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当法定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 ＜新設＞	＜削除＞ 第16条 ① 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 （附則） 1. 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）は、2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2022年6月1日から2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員(11名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものです。

なお、取締役候補者は、独立社外役員のみで構成する「指名・報酬委員会」の答申を受け決定しています。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	 うえ だ よし き 上 田 良 樹 (1953年3月10日生)	1976年4月 三菱商事株式会社入社 2008年4月 同理事 2010年6月 三菱商事テクノス株式会社 代表取締役社長 2016年6月 当社社外取締役 2017年6月 当社取締役会長(現任) [重要な兼職の状況] THK株式会社 社外取締役 監査等委員	一株
【社外取締役候補者とした理由】 総合商社の経営幹部および専門商社の経営者として豊富な実務経験と高い見識から経営を適切に監督し、取締役会の監督機能を強化することにより、社外取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営に活かしていただけると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 当社の社外取締役に就任してからの年数は6年です。			
2	 なが い あつ し 永 井 淳 (1960年9月30日生)	2002年6月 当社代表取締役専務取締役 2006年6月 当社代表取締役社長 2021年4月 当社代表取締役 社長執行役員(現任) [重要な兼職の状況] ハインリッヒワグナーシントーマシーネンファブリーク社 代表取締役 シントーアメリカ社 取締役	508,971株
【取締役候補者とした理由】 2006年から代表取締役社長としての職責を担っております。当社事業全般に関する知見を活かすとともに、グローバルビジネスに対する高い見識を有しており、業務執行の最高責任者である社長として経営の指揮及び監督を適切に行っております。こうしたことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	 く の つね やす 久 野 恒 靖 (1957年2月3日生)	1980年 4 月 当社入社 1996年 9 月 タイ新東工業社 代表取締役社長 2006年 7 月 当社執行役員 プロダクションセンター長 2014年 6 月 当社取締役 プロダクションセンター管掌 2015年 6 月 当社常務取締役 営業本部副本部長 2021年 4 月 当社常務取締役 上席執行役員 社長補佐 システム管掌 技術管掌 (現任)	47,558株
【取締役候補者とした理由】 2014年から取締役として経営に従事し、当社のものづくりの要である豊川製作所長を経て、営業本部副本部長の経験もあり、その役割・責務を実効的に果たしております。生産および営業に関する高い見識と海外子会社の経営トップとしての実績を活かすことが可能であることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4	 たに ぐち や つか 谷 口 八 束 (1956年12月10日生)	2007年 7 月 新東ブレーター株式会社入社 2009年 4 月 当社執行役員 人事労務部長 2011年 4 月 当社執行役員 アドミニストレーションセンター 副センター長 兼 人事労務部長 2014年 6 月 当社取締役 管理管掌 人事部長 2021年 6 月 当社常務取締役 上席執行役員 管理管掌 (現任)	25,833株
【取締役候補者とした理由】 2014年から取締役として経営に従事し、現在は管理を管掌しており、その役割・責務を実効的に果たしております。管理部門における豊富な経験と高い見識を活かすことが可能であることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
5	 もり した とし かず 森 下 利 和 (1958年6月22日生)	1982年 4 月 当社入社 2006年 7 月 当社執行役員 鑄造事業本部 副本部長 2012年 4 月 当社執行役員 鑄造事業部長 2016年 6 月 当社取締役 営業管掌 営業本部長 2021年 4 月 当社取締役 上席執行役員 営業管掌 営業本部長 (現任)	50,069株
【取締役候補者とした理由】 2016年から取締役として経営に従事し、現在は営業本部長および営業を管掌しており、その役割・責務を実効的に果たしております。営業全般および鑄造事業全般における豊富な経験と高い見識を活かすことが可能であることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
6	 なか みち けん いち 仲 道 賢 一 (1965年8月8日生)	1989年 4 月 新東ブレーター株式会社入社 2012年 4 月 当社ブラスト事業部長 2014年 7 月 当社執行役員 ブラスト事業部長 2015年 7 月 当社常務執行役員 ブラスト事業部長 2020年 6 月 当社取締役 海外事業本部長 2022年 4 月 当社取締役 上席執行役員 キャステックカンパニー長 (現任)	14,602株
【取締役候補者とした理由】 2020年から取締役として経営に従事し、現在はキャステックカンパニー長として、その役割・責務を実効的に果たしております。海外事業における豊富な経験を有し、海外事業および表面処理事業に関する豊富な経験と高い見識を活かすことが可能であることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
7	 うち やま ひろ みつ 内 山 浩 光 (1960年4月26日生)	1983年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2011年1月 同 電池・FC生技部 部長 2020年5月 当社顧問 2020年7月 当社常務執行役員 開発本部長 2021年4月 当社上席執行役員 開発本部長（現任） 2021年6月 当社取締役 上席執行役員 事業開発管掌 開発本部長（現任）	2,430株
【取締役候補者とした理由】 2021年から取締役として経営に従事し、現在は開発本部長として、その役割・責務を実効的に果たしております。自動車メーカーにおいて電池等の開発に携わった豊富な実務経験と幅広い見識を活かすことが可能であることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
8	※  なか ね みき お 中 根 幹 夫 (1960年11月2日生)	1985年4月 当社入社 2015年7月 当社環境事業部長 2016年7月 当社執行役員 環境事業部長 2018年4月 当社常務執行役員 エコテックカンパニー長 2021年4月 当社上席執行役員 エコテックカンパニー長（現任）	9,763株
【取締役候補者とした理由】 環境事業における豊富な経験を有し、環境事業部長を経て現在はエコテックカンパニー長を務めております。環境事業における豊富な経験と高い見識を活かすことが可能であることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、今般、新たに取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
9	 お ざわ まさ とし 小 澤 正 俊 (1943年2月23日生)	1966年4月 大同製鋼株式会社(現 大同特殊鋼株式会社)入 社 2004年6月 同代表取締役社長 2010年6月 同代表取締役会長 2014年6月 当社社外取締役(現任) [重要な兼職の状況] オークマ株式会社 社外取締役	一株
【社外取締役候補者とした理由】 企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営に活かしていただけると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 当社の社外取締役に就任してからの年数は8年です。			
10	 やま うち やす ひと 山 内 康 仁 (1942年1月2日生)	1968年4月 トヨタ自動車工業株式会社(現 トヨタ自動車株 式会社)入社 1995年6月 同取締役 2001年6月 同専務取締役 2005年6月 アイシン精機株式会社(現 株式会社アイシ ン) 代表取締役社長 2015年6月 当社社外取締役(現任)	一株
【社外取締役候補者とした理由】 自動車メーカーおよび自動車部品メーカーの経営者として、ものづくりに関する豊富な実務経験と高い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営に活かしていただけると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 当社の社外取締役に就任してからの年数は7年です。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
11	 うち なが こ 内 永 ゆ か 子 (1946年7月5日生)	1971年 6 月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1995年 4 月 同取締役 2004年 4 月 同取締役 専務執行役員 開発製造担当 2007年 4 月 特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イ ノベティブ・ネットワーク(J-Win)理事長 (現任) 2008年 4 月 株式会社ベネッセコーポレーション取締役副 会長 ベルリッツコーポレーション代表取締役会長 兼 社長 兼 CEO 2021年 6 月 当社社外取締役 (現任) [重要な兼職の状況] HOYA株式会社 社外取締役 帝人株式会社 社外取締役	一株
【社外取締役候補者とした理由】 日本アイ・ビー・エム株式会社の取締役専務執行役員および株式会社ベネッセコーポレーションの取締役副会長を歴任するなど豊富な経営経験と、情報通信技術（I T）分野における高い見識、ダイバーシティ（多様性）に対する深い造詣を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行し、当社の経営に活かしていただけると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 当社の社外取締役に就任してからの年数は1年です。			

(注) 1.※は新任の取締役候補者であります。

2.各候補者と会社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

3.上田良樹、小澤正俊、山内康仁および内永ゆか子の4氏は、社外取締役候補者であります。

・上田良樹氏は、2016年6月まで、三菱商事テクノス株式会社顧問を務めておりました。当社と同社との間の取引額は、それぞれの連結売上高の1%未満と僅少です。

また、2021年6月まで株式会社牧野フライス製作所顧問を務めておりました。当社と同社との間の取引額はそれぞれの連結売上高の0.1%未満と僅少です。従って、社外取締役としての職務を執行するうえで影響を与えるような特記すべき取引関係はありません。

・小澤正俊氏は、大同特殊鋼株式会社特別顧問であります。当社と大同特殊鋼株式会社との間の取引額は、それぞれの連結売上高の1%未満と僅少であり、社外取締役としての職務を執行するうえで影響を与えるような特記すべき取引関係はありません。

・山内康仁氏は、2018年6月までアイシン精機株式会社(現 株式会社アイシン)顧問を務めておりました。当社と株式会社アイシンとの間の取引額は、それぞれの連結売上高の2%未満と僅少であり、社外取締役としての職務を執行するうえで影響を与えるような特記すべき取引関係はありません。

・内永ゆか子氏は、特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベティブ・ネットワーク(J-

Win)の理事長を務めておりますが、当社と同法人との間の取引額は、それぞれ連結売上高の0.1%未満と僅少です。

また、2013年6月まで取締役副社長を務めていた株式会社ベネッセホールディングズと当社との間の取引額は、それぞれ連結売上高の0.1%未満と僅少です。

2007年に退職された日本アイ・ビー・エム株式会社と当社の取引額は、それぞれ連結売上高の0.1%未満と僅少です。

現在、社外監査役を務めているHOYA株式会社と当社との取引額は、それぞれ連結売上高の0.1%未満と僅少です。

現在、社外監査役を務めている帝人株式会社と当社との取引額は、それぞれ連結売上高の0.1%未満と僅少です。

従って、社外取締役としての職務を執行するうえで影響を与えるような特記すべき取引関係はありません。

4.当社は、上田良樹、小澤正俊、山内康仁および内永ゆか子の4氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としており、4氏の再任が承認された場合は、4氏との当該契約を継続する予定であります。

5.当社は、上田良樹、小澤正俊、山内康仁および内永ゆか子の4氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

6.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

（ご参考）議案が承認されたのちの経営体制（取締役・監査役が保有する専門性・経験）

取締役は、会社の経営計画、経営戦略に応じた多様性を確保し、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を選任しており、取締役会において、適切な意思決定・経営監督を行っております。社内取締役は、営業、開発・技術・生産、管理等に精通した者を選任することで、知識、経験、能力のバランスに配慮しております。独立社外取締役4名は、上場企業等の代表取締役経験、企業経営の実績を有しており、営業、技術、製造、情報、サステナビリティに関する多様なバックグラウンドに基づき、助言・提言を行っております。

（注）・全ての専門性・経験を示すものではなく、取締役会における審議、意思決定において特に重要と考える専門性・経験に◎、重要と考える専門性・経験に○を付しています。

・過去の役職等に基づく経験、現在の役職等を基準としております。

・男性14名 女性1名（役員のうち女性の比率6.7%）

氏 名	役 職	属性	当社取締役が保有する専門性・経験								
			企業経営 (上場会 社等の代 表取締役 経験)	業界の 知見	国際性・ グローバル ビジネス	環境・ サステナビリティ	営業・ マーケティング	開発・ 技術・ 製造	人的 資本・ 企画・ 財務	デジタル・ 情報 セキュリティ	ガバナンス リスク管理
うえだ よしき 上田 良樹	取締役会長	社外 独立	◎	○ (商社)	○		○				◎
ながい あつし 永井 淳	代表取締役 社長執行役員		◎	○	◎						◎
くの つねやす 久野 恒靖	常務取締役 上席執行役員			○	○			○		○	○
たにぐち やつか 谷口 八束	常務取締役 上席執行役員			○					○		◎
もりした としかず 森下 利和	取締役 上席執行役員			○			○				○
なかみち けんいち 仲道 賢一	取締役 上席執行役員			○	○		○				○
うちやま ひろみつ 内山 浩光	取締役 上席執行役員			○				○			○
なかね みきお 中根 幹夫	取締役 上席執行役員			○		○		○			○
おざわ まさとし 小澤 正俊	社外取締役	社外 独立	◎	○ (鉄鋼 業界)	○			○			◎
やまうち やすひと 山内 康仁	社外取締役	社外 独立	◎	○ (自動車 業界)				○			◎
うちなが ゆかこ 内永 ゆか子	社外取締役	社外 独立	◎	○ (情報・ 通信)	○			○	○	○	◎

氏 名	役 職	属性	当社監査役が保有する専門性・経験								
			企業経営 (上場会 社等の代 表取締役 経験)	業界の 知見	国際性・ グローバル ビジネス	環境・ サステナビリティ	営業・ マーケティング	開発・ 技術・ 製造	人的 資本・ 企画・ 財務	デジタル・ 情報 セキュリティ	ガバナンス リスク管理
ごとう つよし 後藤 剛	監査役			○				◎			○
おおくば ゆうじ 大久保 雄二	監査役			○	○				◎		○
こじま としろう 小島 俊郎	監査役	社外 独立		○ (電気 機器)	○						◎※1
はせがわ かずひこ 長谷川 和彦	監査役	社外 独立		○ (銀行)					○		◎※2

※1：グローバルビジネスにおけるリスク対策に携わった豊富なビジネス経験を保有しています。

※2：金融関係業務等に携わった豊富なビジネス経験を保有しています。

第3号議案 取締役賞与支給の件

当期の利益水準、従来に支給した取締役賞与の額、その他諸般の事情を勘案しまして、当期末時点の社外取締役4名を除く取締役7名に対し、総額30,000千円の取締役賞与を支給することといたしたく存じます。また、本議案は、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会の決定によることといたしたいと存じます。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第112回定時株主総会において、月額37,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、また、上記報酬限度額とは別枠で、2015年6月24日の第118回定時株主総会において、信託を用いた株式報酬制度として、連続した3事業年度の対象期間ごとに合計200百万円を上限とする金員を拠出する旨をそれぞれご承認いただき現在に至っております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。なお、月額37,000千円以内の報酬限度額につきまして、月額37,000千円を年換算した年額444,000千円以内の報酬限度額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と致し、譲渡制限付株式の付与のための報酬は、その報酬枠内で対象取締役に支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額80百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、現在の取締役は11名（うち社外取締役4名）ですが、第2号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役4名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年11万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限

付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当を受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

〈ご参考〉議案が承認されたのちの取締役（社外取締役を除く）の報酬体系

業績連動報酬	変動部分	業績連動報酬	変動部分
基本報酬		株式報酬	
		基本報酬	
現行		ご承認後	

(添付書類)

事業報告

(2021年 4月 1 日から
2022年 3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の変異株発現で度重なる感染拡大による行動制限や生産活動の制約が継続したものの、ワクチン接種の進展が奏功して感染症との共存による市場の回復を背景に社会経済活動の制限緩和が顕著となり社会生活が平常化したことから、回復基調への転換が見られました。しかしながら、特に中国においては感染症の拡大防止にゼロコロナ政策の継続による活動規制の強化により経済活動は低位で推移しています。更にはロシアのウクライナ侵攻などの地政学的なリスクから、主に欧州や米国で資源・エネルギー価格の高騰など、景気の下押し圧力が顕著となっており、特に半導体の供給不安や調達環境の悪化によりインフレが一段と加速しています。国内においては、若年層を中心に新規感染者数が高い水準で推移する中、感染症との共存を目指し、海外需要への対応から半導体関連をはじめとする需要の回復基調にあります。

当社グループの事業環境につきましては、主要なお客様である自動車産業等で感染症対応や部品供給の混乱を受けて生産調整を余儀なくされましたが、半導体産業の好調により電子業界向けを中心に部品・消耗品が堅調でした。こうした情勢下、当連結会計年度の受注高は対前年同期比18,852百万円増加の107,303百万円（前連結会計年度比21.3%増）、売上高は同16,703百万円増加の99,247百万円（同20.2%増）、受注残高は同3,813百万円増加の44,389百万円（同9.4%増）となりました。

収益につきましては、営業利益は増収要因により同887百万円増加の2,606百万円（同51.7%増）、経常利益は同1,408百万円増加の4,478百万円（同45.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は同2,229百万円増加の2,835百万円（同367.5%増）となりました。

（注） 当報告中における金額数値は表示単位未満を切り捨てており、比率および単位当たり数値は表示未満を四捨五入しております。

当社グループの製品は各事業にわたって販売されており、当連結会計年度における事業別の売上高の内容と実績および営業利益は以下のとおりであります。

また、事業別の売上高につきましては、事業間取引の相殺消去前の数値であります。

表面処理事業

売上高は、インフラ・建機業界、バネ業界において表面処理装置が堅調に推移したことで、半導体の旺盛な需要による電子関連向けや感染症により停滞していた自動車産業をはじめとした様々な業界で生産活動が回復したことによる部品や消耗品の売上が増加し、同7,203百万円増加の41,306百万円（同21.1%増）となりました。営業利益は、消耗品や部品の増収要因により同495百万円増加の2,658百万円（同22.9%増）となりました。なお、受注高は同8,166百万円増加の41,918百万円（同24.2%増）、受注残高は同625百万円増加の6,019百万円（同11.6%増）となりました。

鑄造事業

売上高は、大型プラント案件が堅調に推移するとともに、海外案件もオンライン技術や海外拠点の現地指導員派遣の代替対応で検収が進捗し、同8,507百万円増加の34,041百万円（同33.3%増）となりました。営業損益は、原材料やエネルギーコストの上昇影響はあったものの増収に伴う赤字幅縮小により、17百万円の損失（前連結会計年度は1,079百万円の損失）となりました。なお、受注高は同5,707百万円増加の38,137百万円（前連結会計年度比17.6%増）、受注残高は同3,576百万円増加の25,926百万円（同16.0%増）となりました。

環境事業

売上高は、汎用集塵機、メンテナンス・部品は増加しましたが、集塵装置、排ガス浄化装置、水処理装置の大型装置の減少影響により、同289百万円減少の10,851百万円（同2.6%減）となりました。営業利益は、減収要因に加え、原材料価格高騰や電子部品等の調達コストアップにより同538百万円減少の901百万円（同37.4%減）となりました。なお、受注高は集塵機が付帯する新規鑄造大型案件等の成約により同1,186百万円増加の11,234百万円（同11.8%増）、受注残高は同576百万円増加の4,489百万円（同14.7%増）となりました。

搬送事業

売上高は、物流搬送システムの減少の影響により、同315百万円減少の6,079百万円（同4.9%減）となりました。物流業界向けコンベヤは通販需要が堅調に推移しましたが、自動車業界や工作機械向けにおける需要に対して半導体不足やウクライナ問題等の影響等もあり、営業利益は同432百万円減少の607百万円（同41.6%減）となりました。なお、受注高は同355百万円増加の6,473百万円（同5.8%増）、受注残高は同428百万円増加の2,055百万円（同26.3%増）となりました。

特機事業

売上高は、車載向け二次電池市場に対して新商品の高圧ロールプレスが好調により同1,638百万円増加の7,694百万円（同27.1%増）となりました。営業損益は、増収に伴う赤字縮小により386百万円の損失（前連結会計年度は820百万円の損失）となりました。

なお、受注高は同3,421百万円増加の9,375百万円（同57.5%増）、受注残高は同1,394百万円減少の5,897百万円（同19.1%減）となりました。

企業集団の事業別売上高の状況

区 分 \ 期 別	第125期 (当連結会計年度) 2021/4/1～2022/3/31		第124期 (前連結会計年度) 2020/4/1～2021/3/31		前 期 比 増・減(△)
	百万円	%	百万円	%	
表 面 処 理 事 業	41,292	41.6	34,097	41.3	21.1
鋳 造 事 業	33,459	33.7	25,028	30.3	33.7
環 境 事 業	10,658	10.7	10,948	13.3	△2.7
搬 送 事 業	6,045	6.1	6,373	7.7	△5.1
特 機 事 業	7,628	7.7	5,947	7.2	28.3
そ の 他 事 業	163	0.2	149	0.2	9.3
合 計	99,247	100.0	82,544	100.0	20.2
う ち 海 外 売 上 高	40,161	40.5	32,130	38.9	25.0

（注）上記金額は、事業間取引の相殺消去後の数値であります。

(2) 設備投資等の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は3,571百万円で、その主なものは、以下のとおりであります。

鋳 造 事 業	ブラジルにおける鋳物工場の移転に伴う新工場の建設
搬 送 事 業	株式会社メイキコウ 工場建屋の改修
特 機 事 業	新城事業所 新工場の建設

(3) 対処すべき課題

当社グループは、1934年の創業以来、“ものづくりの心を大切にして社会に貢献したい”という思いのもと、技能を磨き上げ、世界に通用する技術を追求し、技術を通じてお客様との信頼関係を築き上げて参りました。私たちは、常にお客さまのものづくりに寄り添い、新しい価値をお届けし、「信頼の絆を築く」ため、重要な経営指標として「お客さま数」を掲げています。一社一社のお客さまを大切にするとともに、私たちに関わるすべての皆さまとの絆を深めて、いつの時代もお客さまに選ばれ続ける企業であることを目指していきます。

●成長戦略

私たちを取り巻く環境は、これまでにないスピードと大きさで変化しており、この変化に柔軟に対応していくため、積極的に社外のリソースを取り入れ、未来を共に切り開くための「仲間づくり」に向けた投資を強化してまいります。

成長のための投資を行う備えとして、事業戦略、取引先との事業上の関係を総合的に勘案し、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、政策保有株式を保有しており、必要に応じて、株式を売却します。

●重要課題（マテリアリティ）

私たちが目指す姿として、①環境に優しい循環型社会、②ものづくりを通じた安全・安心・豊かな社会、③感動・成長・幸せを実感できる社会、の3つを掲げ、この実現に向けて、「環境」、「人的資本」、「技術開発・ものづくり」、「ステークホルダー」、「企業基盤」の5つを重要課題として選定し、取り組んで参ります。

・環境への取組み

気候変動による事業への影響は重要な課題と捉え、特に水害やエネルギーコストの上昇に伴う収益への影響、規制の強化による原材料の高騰や入手困難等を注視して、リスク管理を行って参ります。

・人的資本への取組み

海外拠点のトップマネジメントは、原則として、現地の方が務めているとともに、当社製品のメンテナンススキルは、全世界共通の評価基準に基づいて評価しております。女性の活躍推進についても、取組みを加速させて参ります。

・企業基盤への取組み

当社グループでは、リスクに対する基本方針を、取締役会直轄の「リスク管理委員会」で定め、企業活動に伴うリスクを把握、評価して、見える化しています。リスク管理委員会の活動結果を取締役に報告し、更なるリスク管理体制の強化を図って参ります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

期 別 区 分	第122期 2018/4～2019/3	第123期 2019/4～2020/3	第124期 2020/4～2021/3	第125期(当期) 2021/4～2022/3
売 上 高	百万円 110,076	百万円 102,703	百万円 82,544	百万円 99,247
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	百万円 5,412	百万円 2,879	百万円 606	百万円 2,835
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 101.66	円 54.10	円 11.39	円 53.28
総 資 産	百万円 164,986	百万円 156,461	百万円 164,201	百万円 168,586
純 資 産	百万円 101,465	百万円 99,849	百万円 104,124	百万円 109,641

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 メ イ キ コ ウ	百万円 200	% 83.7	運搬・搬送機械、ハンドリングロボットの製造、販売
新東エスプレシジョン株式会社	百万円 90	100.0	精密計測機器の製造、販売
シ ン ト ー ・ ヨ ー ロ ッ パ 社	千ユーロ 49,645	100.0	欧州子会社の管理
ハインリッヒワグナーシントーマシーネンファブリーク社	千ユーロ 2,200	0.0 (100.0)	欧州における鋳造工場用設備機械の製造、販売
シ ン ト ー ア メ リ カ 社	千米ドル 60	100.0	米国子会社の管理
ロ バ ー ツ シ ン ト ー 社	千米ドル 2,000	0.0 (100.0)	米国における鋳造装置、搬送装置およびサンドコーティング設備の製造、販売
青 島 新 東 機 械 有 限 公 司	百万円 129	95.0	中国における鋳造装置、表面処理装置および投射材の製造、販売
シントーブラジルプロダクトス社	百万レアル 42	99.0	ブラジルにおける鋳造装置、表面処理装置および投射材の製造、販売
シ ン ト ー ・ バ ラ ッ ト ・ マニュファクチャリング社	百万ルピー 670	74.0	インドにおける鋳造装置、表面処理装置の製造、販売

(注) ()内数字は、間接保有による出資比率であります。

(6) 重要な企業結合等の状況

- ① 当社の子会社であるシントーブラジルプロダクトス社が、表面処理装置、部品の製造販売を行う子会社であるプレセンジ社の株式40%を追加取得し、完全子会社と致しました。
- ② 当社は、効果的な拠点展開、ノウハウの共有、営業活動の効率化、販売・サービス体制の強化、および西日本エリアでの新たな事業基盤の創出を目的として、2022年4月を効力発生日として、当社の100%子会社であるダイトー機販株式会社を吸収合併することを決定致しました。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主 要 な 製 品 内 容
表 面 処 理 事 業	ショットブラストマシン、エアーブラストマシン、ショットピーニングマシン、バレル研磨装置、精密ブラシ研磨装置、高精度微細加工装置、表面評価装置、表面処理受託加工、表面処理分野部分品、投射材、研磨材 等
鋳 造 事 業	鋳型造型装置、Vプロセス装置、中子造型装置、鋳物砂処理装置、自動注湯装置、サンドコーティング設備、鋳造分野部分品、粉粒体処理装置、耐摩耗鋳物 等
環 境 事 業	集塵装置、脱臭装置、廃水処理装置、VOCガス浄化装置、環境関連分野部分品 等
搬 送 事 業	昇降装置、段差解消機、グラビティコンベア、搬送システム 等
特 機 事 業	有機ELパネル製造装置、同自動ライン(供給・搬送装置含む)、ハンドリングロボット、サーボシリンダ、検査・測定装置、精密計測装置、精密プレス装置、ディスプレイ、電池原料供給装置、3Dプリンター装置、セラミックス製品、成形装置、自動車用ドア組立装置、金属磁性粉末、無菌環境提供装置、特機関連分野部分品、介護福祉用品 等
そ の 他 事 業	機械設計、福利厚生事業 等

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本 社	本社(名古屋市)
支 店	東京支店(埼玉県川口市) 中部支店(愛知県海部郡大治町) 大阪支店(大阪市)
事 業 所	豊川製作所(愛知県豊川市) 一宮事業所(愛知県豊川市) 大崎事業所(愛知県豊川市) 新城事業所(愛知県新城市) 幸田事業所(愛知県額田郡幸田町) 大治事業所(愛知県海部郡大治町) 九州事業所(福岡県鞍手郡鞍手町) 厚木事業所(神奈川県厚木市)

② 子会社

国 内	株式会社メイキコウ(愛知県) 新東エスプレジジョン株式会社(神奈川県)
海 外	ハインリッヒワグナーシントーマシーネンファブリーク社(ドイツ) ロバーツシントー社 (アメリカ) 青島新東機械有限公司(中国) シントーブラジルプロダクトス社(ブラジル) シントー・バラット・マニユファクチャリング社 (インド)

(9) 従業員の状況

区 分	国 内	海 外	合 計
従 業 員 数	2,241名	1,801名	4,042名

(注) 当社の従業員数は1,772名であります。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン	11,300百万円
株式会社りそな銀行	3,700百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,975百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とする協調融資によるものです。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 230,476,000株
 (2) 発行済株式の総数 54,580,928株(自己株式1,203,084株を含む)
 (3) 株主数 21,702名
 (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	5,957 ^{千株}	11.17 [%]
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	2,913	5.46
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,289	4.29
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	2,276	4.26
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,668	3.12
公 益 財 団 法 人 永 井 科 学 技 術 財 団	1,405	2.63
新 東 社 員 持 株 会	1,215	2.27
新 睦 会 持 株 会	1,070	2.00
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) R E U.S. TAX EXEMPTED P E N S I O N F U N D S S E C L E N D I N G	1,039	1.94
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	909	1.70

(注) 1.当社は自己株式1,203,084株を保有しておりますが、上位10名の株主から除外しております。

2.持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しており、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

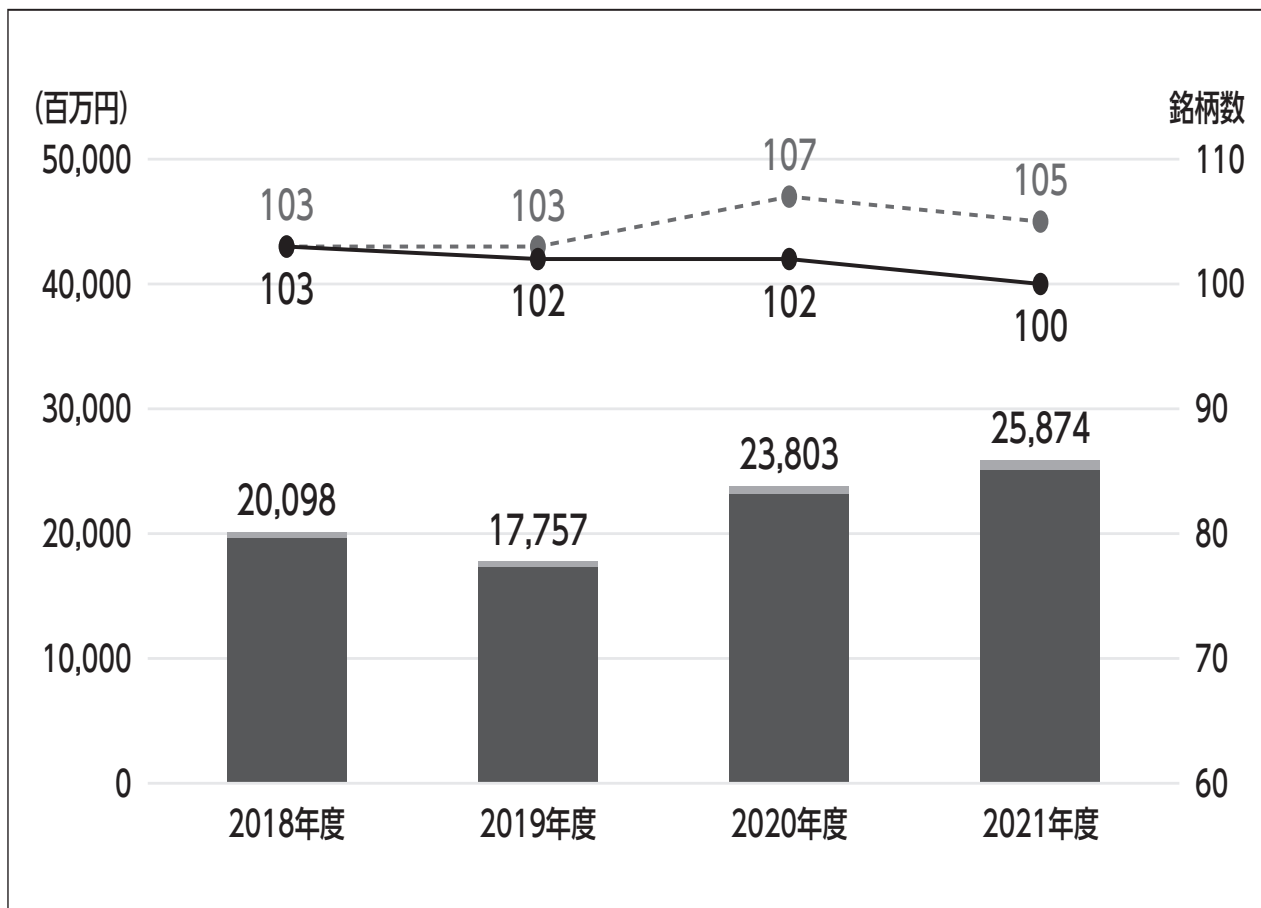
(ご参考)

政策保有株式に関する方針

事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、政策保有株式を保有しています。保有の意義が薄れた株式は順次売却しています。

また、毎年1回、取締役会において、保有目的との整合性を確認するとともに、上場政策保有株式全体を対象として、資本コストを加味した保有リスクと、保有に伴う便益（事業収益、配当、キャピタルゲイン等）を対比し、保有の妥当性を確認しています。売却対象となった株式については、成長投資のための備えとして、順次売却しています。

加えて、現在、お客様の工場において、据付工事、改造工事、試運転業務などを担う工事施工会社（以下、「SSV会社」といいます）のネットワーク化に取り組んでおります。業務効率化のためのアウトソーシングの一環として、また、お客様の近くで地域に密着したきめ細かな対応を行う工事施工会社として、SSV会社の株式保有を事業戦略上進めております。



※棒グラフ：政策保有株式評価額（黒：上場、グレー：非上場）

※折れ線グラフ：保有銘柄数（黒実線：SSV除く、グレー破線：SSV含む総銘柄数）

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	上 田 良 樹	〔重要な兼職の状況〕 T H K株式会社社外取締役（監査等委員）
代 表 取 締 役 取 締 役 社 長	永 井 淳	〔重要な兼職の状況〕 ハインリッヒワグナーシントーマシーネンファブリーク社代表取締役 シントーアメリカ社取締役
常 務 取 締 役	久 野 恒 靖	社長補佐、システム管掌、技術管掌
常 務 取 締 役	谷 口 八 束	社長補佐、管理管掌
取 締 役	森 下 利 和	営業管掌、営業本部長
取 締 役	石 田 茂	生産管掌、ものづくり本部長、豊川製作所長
取 締 役	仲 道 賢 一	海外事業管掌、海外事業本部長
取 締 役	内 山 浩 光	事業開発管掌、開発本部長
取 締 役	小 澤 正 俊	〔重要な兼職の状況〕 オークマ株式会社社外取締役
取 締 役	山 内 康 仁	
取 締 役	内 永 ゆ か 子	〔重要な兼職の状況〕 特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノバイティブ・ネット ワーク(J-Win)理事長 HOYA株式会社社外取締役 帝人株式会社社外取締役
監 査 役（常 勤）	後 藤 剛	
監 査 役（常 勤）	大 久 保 雄 二	
監 査 役	小 島 俊 郎	〔重要な兼職の状況〕 株式会社共同通信デジタル執行役員
監 査 役	長 谷 川 和 彦	〔重要な兼職の状況〕 瀧上工業株式会社社外取締役(監査等委員)

(注) 1.2021年6月22日開催の第124回定時株主総会において、内山浩光および内永ゆか子の両氏は取締役に選任され、就任いたしました。

2.2021年6月22日開催の第124回定時株主総会終結の時をもって、日比正明および唐木康正の両氏は取締役に退任いたしました。

3.取締役 上田良樹、小澤正俊、山内康仁、内永ゆか子の4氏は、社外取締役であります。

4.監査役 小島俊郎および長谷川和彦の両氏は、社外監査役であります。

5.社外取締役の上田良樹、小澤正俊、山内康仁、内永ゆか子の4氏ならびに社外監査役の小島俊郎、長谷川和彦の両氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の決定方針に関する事項

- ・当社は、取締役の報酬等について、透明性の向上を図ることを目的として社外取締役4名が委員となり、社外監査役2名が陪席する「指名・報酬委員会」を設置し、報酬等の体系及び水準、各取締役の評価等について客観的かつ公正な観点から審議・決定しています。
- ・取締役の報酬は、役職位を基本としておりますが、会社業績の一層の向上、株主の皆様との価値の共有を目的に業績連動性のある報酬等を導入しております。
- ・水準は、外部の専門機関による調査データ等にもとづき、当社の企業規模並びに役員が果たすべき職責に見合う報酬水準となるよう設定します。

イ. 報酬の体系

- ・役職位に応じた基本報酬部分（役員持株会への拠出を前提とした部分を含む）、取締役賞与及び中長期インセンティブ報酬（株式報酬）とで構成されています。業績に連動する取締役賞与及び中長期インセンティブ報酬は、役位が高まるにつれて全体に占める構成比を高めています。

ロ. 業績連動報酬

- ・取締役賞与は、利益配分という考え方のもと、当社の儲けを示す営業利益額等を指標に、従来の支給額その他諸般の事情を勘案して決定しています。
- ・中長期インセンティブ報酬（株式報酬）は、役位並びに中期経営計画の期間を通じた業績目標（指標：連結経常利益率）の超過度と資本効率（指標：連結自己資本当期純利益率）の改善度に応じて当社株式を支給する制度です。両指標は企業価値・株主価値向上に繋がる重要な要素として採用しています。当制度は2015年に導入しましたが、これまでは設定した目標に到達しておらず、支給の実績はありません。

ハ. 報酬決定のプロセス

- ・当社では、任意の指名・報酬委員会を設置しており、取締役・監査役候補の選任、取締役の報酬体系や各取締役の評価、取締役賞与の金額等を審議・決定しています。
- ・取締役賞与については、取締役会・株主総会で決議された金額をもとに、役位別に定めた標準額に基づき、指名・報酬委員会における評価結果を反映して決定しています。
- ・基本報酬については、役位別に定めた標準額に基づき、指名・報酬委員会における取締役評価結果等を反映して決定しています。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区 分	対象となる 役員の員数 (人)	報酬等の種類別の額（千円）			報酬等の額 (千円)
		基本報酬	業績連動報酬		
			賞与	株式報酬	
取締役	13	167,295	30,000	0	197,295
監査役	4	50,400	-	-	50,400
計	17	217,695	30,000	0	247,695

- (注) 1.社外取締役5名および社外監査役2名に対する報酬等の額は67,200千円であり、上記報酬等の額に含まれております。
- 2.取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第112回定時株主総会において月額37,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該決議において対象となった取締役の数は11名です。
- 3.監査役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第109回定時株主総会において月額4,500千円以内と決議いただいております。
- 4.報酬等の額には、2021年6月22日開催の第124回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました取締役2名の在任中の報酬額を含めております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社の取締役、監査役、執行役員、管理職社員および当社

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役上田良樹氏は、THK株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と各社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役小澤正俊氏は、オークマ株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役内永ゆか子氏は、特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベイティブ・ネットワーク(J-Win)の理事長、HOYA株式会社の社外取締役および帝人株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、当社と各社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小島俊郎氏は、株式会社共同通信デジタルの執行役員を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役長谷川和彦氏は、瀧上工業株式会社の社外取締役(監査等委員)を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

ア.取締役会および監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況
取締役	上田 良樹	全16回中16回	—
取締役	小澤 正俊	全16回中15回	—
取締役	山内 康仁	全16回中15回	—
取締役	内永ゆか子	全11回中11回	—
監査役	小島 俊郎	全16回中16回	全17回中17回
監査役	長谷川和彦	全16回中16回	全17回中17回

イ. 発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・ 取締役上田良樹氏は、総合商社の経営幹部および専門商社の経営者としての豊富な実務経験と高い見識によって、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・ 取締役小澤正俊氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識によって、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・ 取締役山内康仁氏は、自動車および自動車部品メーカーの経営者として、ものづくりに関する豊富な実務経験と高い見識によって、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・ 取締役内永ゆか子氏は、情報通信技術分野における高い見識、ダイバーシティに対する深い造詣に加え、情報通信事業、教育事業、製造業の経営に携わった幅広い実務経験によって、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・ 監査役小島俊郎氏は、リスク対策に携わった豊富なビジネス経験と高い知見によって、客観的な視点で取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
- ・ 監査役長谷川和彦氏は、金融関係業務で培った高い見識に加え、上場会社や学校法人の経営に携わった幅広い実務経験によって、客観的な視点で取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 44,000千円

② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額 44,000千円

(注) 1.当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうか等について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な職務の執行に支障があると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 内部統制の基本方針および運用状況

当社は、内部統制の基本方針について、取締役会で決議し定めています。内部統制の基本方針および運用状況につきましては、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.sinto.co.jp/>)に掲載しています。

【内部統制の基本方針（骨子）】

1. 職務執行に係わる情報の保存・管理

- (1)取締役会議事録を作成し、保存年限に従って保存・管理する。
- (2)重要な業務執行文書を保存年限に従って保存・管理する。
- (3)文書の保存・管理については、文書管理規程で定める。

2. 損失の危険の管理

- (1)主要リスクに関し、所管部署および担当役員を明確化して管理する。
- (2)「リスク管理委員会」を設置して、主要リスクをリスクマップに可視化して、対応・評価・フォローを行う。
- (3)リスク管理規程を制定する。
- (4)行動指針・マニュアルを整備し、研修・教育を行う。
- (5)事業継続計画(BCP)を策定し、訓練を行い、備蓄等の措置を行う。

3. 職務執行の効率性確保

(1)経営計画のマネジメント体制

- ①経営理念、基本方針を定め、中期経営計画、年度経営計画を策定し、ここで決定された経営目標、経営戦略の達成のため、各部門の計画・目標に落とし込み、これら目標の連鎖により事業運営を行う。
- ②経営計画の進捗状況を取締役会で検証し、必要な対応を審議・決定する。

(2)業務執行のマネジメント体制

- ①取締役会規則に基づき、取締役会にて審議・決定する。
- ②執行役員制度を拡充し、業務執行を効率化・迅速化し、責任の所在を明確化する。
- ③職務権限規程、業務分掌規程に従って、権限と職責を適切に委譲する。

4. 職務執行の法令・定款への適合性確保

- (1)「新東企業倫理行動指針」を策定して周知徹底を図る。

- (2)独立社外役員（独立社外取締役が委員となり、独立社外監査役が陪席となる）のみで構成する「指名・報酬委員会」を設置して、運営する。
- (3)「サステナビリティ委員会」・「コンプライアンス委員会」を設置して、運営する。
- (4)監査室を設置して、社内の内部統制運用状況を定期的に監査する。
- (5)内部通報窓口を設置して、運営する。
- (6)反社会的勢力に対しては、毅然と対応する。
- (7)階層別および職種別に教育を行う。

5. 業務の適正確保

- ・当社グループ会社における上記1～4項の確保

6. 監査役の職務を補佐すべき使用人

7. 監査役への報告

8. 前条の報告をした者が不利な取扱いを受けないことの確保

9. 監査役の職務の執行費用等

10. 監査役監査の実効性確保

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様への利益配分は重要な経営課題の一つとの認識で、中長期的視野による財務体質と経営基盤の強化に配慮しつつ、一定レベルでの安定的かつ継続的な配当に加え、財政状態、利益水準を総合的に勘案して拡充してまいります。

内部留保金は、中長期的視野に立ったグローバルな事業展開および成長が期待できる事業分野への優先的な投資への活用と併せて、経営体質強化、株主還元のために有効活用してまいります。

当期の剰余金の配当につきましては、2022年5月23日開催の取締役会決議により期末配当金を1株当たり13円(支払開始日 2022年6月6日)とし、中間配当金の1株当たり13円(支払開始日 2021年12月9日)と合わせて、年間配当金を前期と比べ2円増配の1株当たり26円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位・百万円：未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	96,828	流 動 負 債	42,539
現金及び預金	33,736	支払手形及び買掛金	15,480
受取手形	10,058	短期借入金	12,264
売掛金	17,535	リース債務	132
契約資産	7,319	未払法人税等	328
有価証券	10,799	賞与引当金	1,676
製品	4,427	役員賞与引当金	102
仕掛品	5,091	製品保証引当金	354
原材料及び貯蔵品	4,895	受注損失引当金	278
その他の金	3,229	契約負債	7,287
貸倒引当金	△264	その他の負債	4,633
固 定 資 産	71,757	固 定 負 債	16,405
有 形 固 定 資 産	28,398	長期借入金	7,222
建物及び構築物	12,711	リース債務	164
機械装置及び運搬具	4,917	繰延税金負債	7,158
土地	7,794	役員退職慰労引当金	417
リース資産	249	退職給付に係る負債	926
建設仮勘定	1,951	資産除去債務	17
その他の金	773	その他の負債	497
無 形 固 定 資 産	1,961	負 債 合 計	58,944
のれん	232	純 資 産 の 部	
リース資産	31	株 主 資 本	90,183
その他の金	1,697	資本	5,752
投資その他の資産	41,397	資本剰余金	6,310
投資有価証券	33,957	利益剰余金	79,622
繰延税金資産	526	自己株式	△1,501
退職給付に係る資産	3,310	その他の包括利益累計額	13,910
その他の金	3,642	その他有価証券評価差額金	12,697
貸倒引当金	△40	為替換算調整勘定	300
		退職給付に係る調整累計額	912
		非 支 配 株 主 持 分	5,547
		純 資 産 合 計	109,641
資 産 合 計	168,586	負債及び純資産合計	168,586

連結損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位・百万円：未満切捨)

科 目	金 額	
売上高		99,247
売上原価		71,815
売上総利益		27,431
販売費及び一般管理費		24,825
営業利益		2,606
営業外収益		
受取利息	223	
受取配当金	628	
持分法による投資利益	628	
為替差益	182	
その他の	567	2,230
営業外費用		
支払利息	139	
寄付金	68	
その他の	149	357
経常利益		4,478
特別利益		
固定資産売却益	83	
投資有価証券売却益	52	135
特別損失		
固定資産売却損	22	
固定資産廃却損	21	
投資有価証券評価損	230	
その他の	6	280
税金等調整前当期純利益		4,333
法人税、住民税及び事業税	1,008	
法人税等調整額	304	1,313
当期純利益		3,020
非支配株主に帰属する当期純利益		185
親会社株主に帰属する当期純利益		2,835

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位・百万円：未満切捨)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,752	6,278	78,018	△1,485	88,563
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			103		103
会計方針の変更を 反映した当期首残高	5,752	6,278	78,121	△1,485	88,666
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,334		△1,334
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,835		2,835
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動		32			32
自 己 株 式 の 取 得				△15	△15
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	32	1,500	△15	1,517
当 期 末 残 高	5,752	6,310	79,622	△1,501	90,183

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	11,300	△1,678	733	10,355	5,206	104,124
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						103
会計方針の変更を 反映した当期首残高	11,300	△1,678	733	10,355	5,206	104,227
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,334
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						2,835
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動						32
自 己 株 式 の 取 得						△15
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,397	1,978	178	3,554	341	3,901
当 期 変 動 額 合 計	1,397	1,978	178	3,554	341	5,418
当 期 末 残 高	12,697	300	912	13,910	5,547	109,641

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

新東工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神野 敦生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 泰彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新東工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新東工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位・百万円：未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	57,853	流 動 負 債	27,864
現金及び預金	16,130	支払手形	650
受取手形	3,245	電子記録債権	6,017
電子記録債権	4,449	買掛金	4,587
売掛金	9,883	短期借入金	11,200
契約約資産	4,670	繰上償	78
有価証券	10,799	未払費用	232
製品	1,463	未払法人税等	1,506
仕掛品	2,184	未払法人税等	122
原材料及び貯蔵品	2,184	契約負債	1,843
その他金	1,407	賞与引当金	1,178
貸倒引当金	4,593	役員賞与引当金	30
	△972	製品保証引当金	263
		受取損失引当金	105
		その他	48
固 定 資 産	60,879	固 定 負 債	13,189
有 形 固 定 資 産	16,070	長期借入金	7,792
建物	7,139	繰上償	111
構築物	343	繰延税金負債	4,940
機械及び装置	2,657	繰上償	17
車両及び運搬具	2	繰上償	327
工具・器具及び備品	363		
土地	3,821	負 債 合 計	41,053
リース資産	142	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	1,599	株 主 資 本	65,187
無 形 固 定 資 産	670	資本金	5,752
ソフトウェア	564	資本剰余金	6,195
リース資産	31	資本準備金	6,195
その他	73	利益剰余金	54,741
投 資 そ の 他 の 資 産	44,138	利益準備金	1,438
投資有価証券	28,598	その他利益剰余金	53,303
関係会社株	11,942	固定資産圧縮積立金	221
長期貸付金	1,914	株式消却積立金	1,600
前払年金費用	1,148	別途積立金	36,500
その他	570	繰越利益剰余金	14,981
貸倒引当金	△36	自己株式	△1,501
		評価・換算差額等	12,491
		その他有価証券評価差額金	12,491
資 産 合 計	118,733	純 資 産 合 計	77,679
		負債及び純資産合計	118,733

損 益 計 算 書

(自 2021年 4 月 1 日)
(至 2022年 3 月31日)

(単位・百万円：未満切捨)

科 目	金 額	
売 上 高		58,457
売 上 原 価		43,238
売 上 総 利 益		15,218
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,499
営 業 利 益		719
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	56	
受 取 配 当 金	1,240	
受 取 賃 貸 料	134	
そ の 他	230	1,660
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	38	
寄 付 金	83	
賃 貸 収 入 原 価	53	
そ の 他	33	209
経 常 利 益		2,170
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	52	52
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 廃 却 損	10	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	227	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	153	392
税 引 前 当 期 純 利 益		1,830
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	320	
法 人 税 等 調 整 額	155	475
当 期 純 利 益		1,355

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位・百万円：未満切捨)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本合計
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金				利 益 剰余金 合 計		
					固定資 産圧縮 積立金	株 式 消 却 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	5,752	6,195	6,195	1,438	225	1,600	36,500	14,957	54,721	△1,485	65,182
事業年度中の変動額											
固定資産圧縮 積立金の取崩					△4			4	－		－
剰余金の配当								△1,334	△1,334		△1,334
当 期 純 利 益								1,355	1,355		1,355
自己株式の取得										△15	△15
株 主 資 本 以 外 の 項目の事業年度中の変動 額 (純 額)											
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	－	－	－	△4	－	－	24	20	△15	4
当 期 末 残 高	5,752	6,195	6,195	1,438	221	1,600	36,500	14,981	54,741	△1,501	65,187

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	そ の 他 有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	11,090	11,090	76,272
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮 積立金の取崩			－
剰余金の配当			△1,334
当 期 純 利 益			1,355
自己株式の取得			△15
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動 額 (純 額)	1,401	1,401	1,401
事業年度中の 変 動 額 合 計	1,401	1,401	1,406
当 期 末 残 高	12,491	12,491	77,679

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

新 東 工 業 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 神 野 敦 生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 後 藤 泰 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新東工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第125期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第125期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

新東工業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 後 藤 剛 ㊞

監査役(常勤) 大 久 保 雄 二 ㊞

監査役(社外監査役) 小 島 俊 郎 ㊞

監査役(社外監査役) 長 谷 川 和 彦 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 ミッドランドホール〔ミッドランドスクエア オフィスタワー5階〕



※ご来場の節は、JR・名鉄・近鉄・地下鉄・市バス等をご利用ください。

各「名古屋駅」から徒歩3分

なお、当日は駐車場・駐輪場の準備はいたしておりませんので、
ご了承ください。